

資金運用の方法について

刑務共済組合（以下「当組合」という。）における資金運用の方法については、以下のとおりとする。

記

1 資金運用の方法

大口定期預金

2 運用の期間、金額及び回数

（１）運用期間

最長１年間とし、その都度指定する。

（２）運用金額

１回当たり１千万円以上

（３）運用回数

年複数回

3 選定方法

原則として、引合いにより、利率（年利）で最も高い条件を提示した１社を運用先として選定する。

なお、利率（年利）で最も高い条件を提示した金融機関が２社以上ある場合には、当組合における運用実績額の少ない者と契約することとし、その額が同じ場合は当組合において、本引合い業務に関係しない職員の立会いのもと、厳正な抽選により運用先を選定する。

4 引合いの実施方法

（１）引合いを実施する都度、当組合から引合い参加登録済の金融機関に運用方法、運用額、運用期間等を指定した上、引合い書の提出を依頼する。

（２）当該引合い書を受けた参加登録者は、引合い書を当組合宛てに送付すること。

（３）上記３の選定方法に基づき運用先を選定し、運用先に対し通知する。

（４）次の事項に該当する者は、参加登録名簿から抹消し、引合いに参加できない場合がある。

ア 「資金運用引合い参加登録申込書」に虚偽の記載をした場合。

イ 引合いの時点で、「資金運用機関の募集について」記１及び３の参加資格要件を満たさなくなった場合。